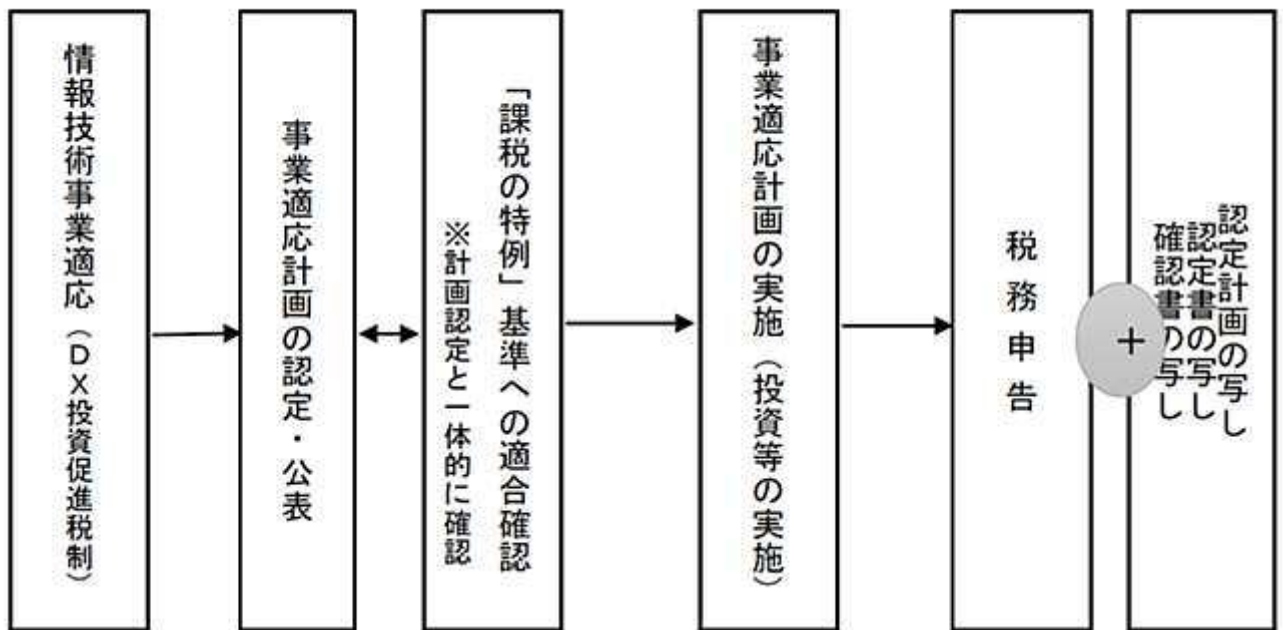


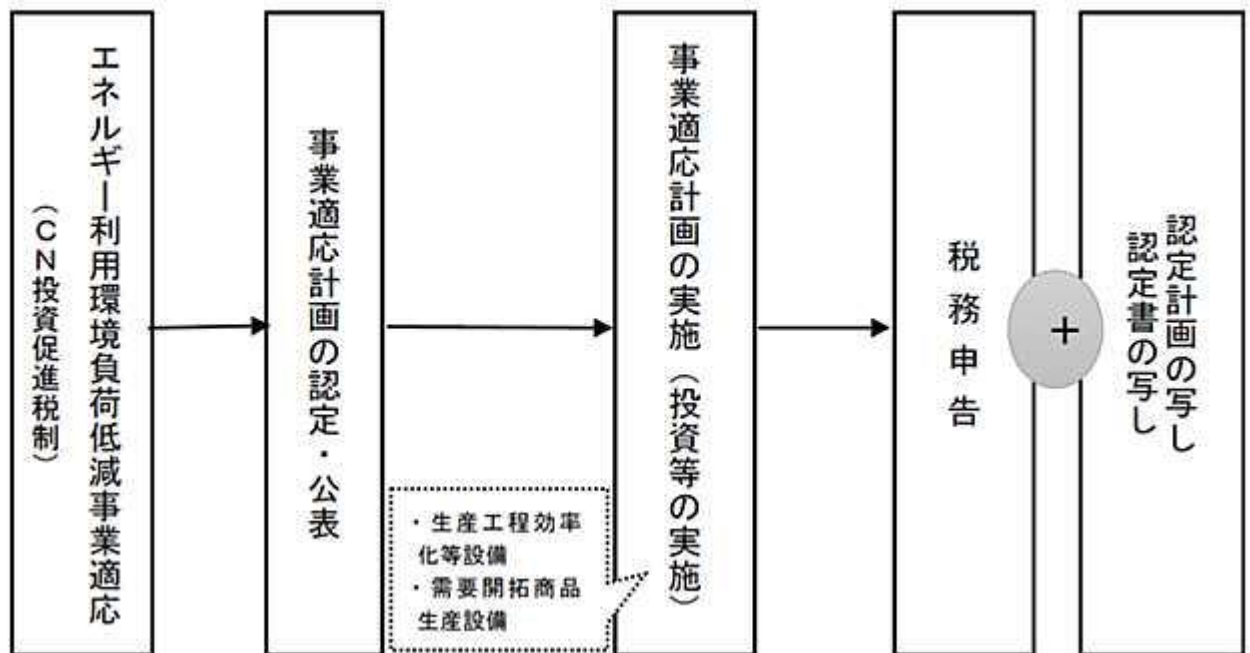
《事業適応計画に関連する税制措置の適用を受ける際の手続フローイメージ》

(以下、経済産業省公表資料より引用)

● 「DX投資促進税制」部分抜粋



● 「CN投資促進税制」部分抜粋



(注) 税制とは別に、毎事業年度終了後に主務大臣に対して実施状況を報告する必要があります。

また、認定を受けた事業適応計画は認定を行った省庁のホームページで、公表されることが見込まれています。

《事業適応計画関連全体窓口・計画認定の各省庁窓口》 (経済産業省ホームページより)

○ 事業適応計画関連全体窓口

事業適応計画関連全体窓口：経済産業政策局 産業創造課 (直通) 03-3501-1560

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制関連窓口：

環境政策課環境経済室 (直通) 03-3501-1770